

事務所通信(号外)

令和3年度 税制改正大綱のポイント（主に個人・中小企業）

令和3年1月
税理士法人 AKJパートナーズ

去る令和2年12月21日、「令和3年度税制改正大綱」が閣議決定されました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(いわゆる、住宅ローン控除)について、次の特例措置を設けます。

- ① 次の居住用住宅(その対価の額等に含まれる消費税等の税率が10%であるものに限り、)を取得・増改築し、令和3年1月1日から令和4年12月31日の間に居住の用に供した場合、所得税額の控除期間を13年に延長します。
 - ✓ 新築の場合: 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に契約を締結したもの。
 - ✓ 購入又は増改築の場合: 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に契約を締結したもの。
- ② 上記①の特例は、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用住宅についても適用できます。(現行50㎡以上。)
ただし、控除期間のうち、その年分の合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用できません。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

- ① 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次の通り引き上げます。

	一般の住宅用家屋	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,000万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	500万円	1,000万円

- ② 受贈者が贈与を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上に引き上げます。

これらの規定の適用は、令和3年1月1日以後の贈与からとなります。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

次の措置を講じた上、適用期限を令和5年3月31日まで延長します。

- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、その死亡の日までの年数に関わらず、同日における管理残額(まだ教育資金として使われていない信託の金額)を受贈者が贈与者C

から相続等により取得したものとみなします。

ただし、受贈者が次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ✓ 23 歳未満である場合
- ✓ 学校等に在学している場合
- ✓ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②上記①で相続等により取得したとみなされた管理残額について、贈与者の孫又はひ孫に相続税が課される場合には、当該管理残額に対する相続税額は、2割加算の対象となります。

これらの規定の適用は、令和3年4月1日以後の信託等からとなります。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税における非課税措置

次の措置を講じた上、適用期限を令和5年3月31日まで延長します。

①贈与者から相続等により取得したとみなされる管理残額(まだ結婚・子育て資金として使われていない信託の金額)について、贈与者の孫又はひ孫に相続税が課される場合には、当該管理残額に対する相続税額は、2割加算の対象となります。

この規定の適用は、令和3年4月1日以後の信託等からとなります。

②受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き下げます。(現行20歳以上。)

この規定の適用は、令和4年4月1日以後の信託等からとなります。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

令和3年度限りの措置として、次の措置を講じます。

- ①固定資産税評価額が令和2年度より下がった場合は、下がった評価額に基づいて税額が計算されます。
- ②固定資産税評価額が令和2年度より上がった場合でも、税額は令和2年度のまま、据置となります。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(所得金額800万円以下は税率15%)の適用期限が、「令和5年3月31日までの間に開始する事業年度」まで、延長されます。

中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制(一定の設備を取得し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除が適用される税制)について、下記の事業を対象に加えた上、適用期限が「事業供用日:令和5年3月31日」まで延長されます。

- ✓ 不動産業
- ✓ 物品賃貸業
- ✓ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、適用期限が「事業供用日:令和3年3月31日」までで以降、廃止となります。

所得拡大促進税制

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が「令和5年3月31日までの間に開始する事業年度」まで延長されます。

✓適用要件 ⇒ 「継続雇用者」が「雇用者」に変更になります。

適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5%

(税額控除率 25%の上乗せ措置の場合は、

適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 102.5%)

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



シンガポール・サテライトオフィスは認証外

税理士法人AKJパートナーズ			
(Tokyo office) *住所 〒105-6237 東京都港区愛宕2-5-1愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階 *電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
	(保有資格)	公認会計士 米国公認会計士 税理士 米国税理士 CFP・AFP	13名 3名 16名 1名 4名
(Tsukuba office) *住所 〒305-0032 茨城県つくば市竹園1-6-1つくば三井ビルディング18F *電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034		税理士科目合格・ACCA Level 2 社会保険労務士(特定社会保険労務士会) 医業経営コンサルタント 公認不正検査士(CFE) M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定)	13名 5名 2名 2名 8名
(Fukuoka office) *住所 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F *電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351	(グループ)	公認会計士AKJパートナーズ 株式会社AKJパートナーズ 社会保険労務士法人AKJパートナーズ	
(Singapore office) *住所 321 Orchard Road, #06-04 Orchard Shopping Centre, Singapore 238866 *電話番号 +65-6735-3970/(FAX) +65-6735-3225	(事務所URL)	http://www.akj-partners.com/	